

〈研究動向〉

イングランド・スコットランド合同三〇〇周年と
一七〇七年合同研究——合同研究の多様化と新視点——

武田和久

はじめに

二〇〇七年はイングランド・スコットランド両国の合同を研究する者にとっては特別な年であった。「合同三〇〇周年」を契機に、歴史学に限らず様々な分野から両国の合同を扱う著作が出版された。同年は、労働党政権の主導により一九九七年から開始されたスコットランド議会への権限移譲から一〇年目にあたる。さらに、二〇一〇年にイギリス政府が「スコットランド法案」を提出する基礎となる報告を作成したコールマン委員会が設置されたのもこの年であった。この年の前後に両国の合同を扱う書籍が大量に出版され、ひとつのブームをなしたことは、単なるメモリアルとしてのもの以上であったと言えることができるだろう。こうしたブームの中で、歴史学の分野からも両国合同を扱う大量の著作や研究が世に出たが、これらの著作・研究は従来のもので、そして今後の合同研究を考える上で非常に示唆に富むものであった。本稿では、合同三〇〇周年の前後に出

版・発表された合同研究のうち、これまでの合同研究の集大成ともいえるいくつかの研究についてまとめる。さらに、これまでの研究とは異なる視角から合同について考察するいくつかの研究について紹介する。その上で、一七世紀末から一八世紀前半のブリテンの歴史を考察する上で極めて重要であると思われる、宗教について考察したジェフリー・ステイブソン (Jeffrey Stephen) とアラステア・レイフ (Alasdair Rae) の研究を概観することで、近年の合同研究が示している多様な研究視点についてまとめてみたい。

1. 従来の合同研究が導き出したもの、追い求めるもの

二〇〇七年は前述の通り、一七〇七年にイングランド・スコットランドが互いの議会を統合し、ひとつのグレート・ブリテン王国となつてから三〇〇年目にあたる記念すべき年であったが、歴史学の分野について特筆すべきこととしては、これまでの合同研究の集大成ともいえる著作がこの年の前後に出版されたことが挙げられる。

クリストファー・ワトレー (Christopher Whately) とデレク・パトリック (Derek Patrick) による『スコットランド人と合同 (Scots and the Union)』トアラン・マキネス (Allan MacInnes) による『合同と帝国 (Union and Empire)』である。ワトレーの著作はこれまでの彼の研究をまとめ上げた集大成である。ワトレーは、ウィリアム・ファーガソン (William Ferguson) の研究以降、両国の合同がスコットランド議会の力学、特に議会内における党派争いと一部政治家による「背信」の産物としてとらえられてきたことに異を唱えた。彼は、両国の合同を、差し迫った困難に対処するために双方の政治家たちがそれぞれの行動規範に基づいて現実的な選択をした結果であったととらえる。当時、大陸において進展していたスペイン継承戦争 (一七〇一—一七一三) は、それまで両国の合同に消極的であったイングランドの政治家たちの安全保障上の危機感を煽ることとなった。彼らは、スコットランドが敵対国フランスを招き入れる「裏口」となることを恐れたのである。スコットランドにおいては、一七世紀後半からの断続的な戦争により大陸との貿易制限が課せられ、経済的なイングランド依存が高まっていた。さらに、同世紀末の大凶作期 (Lean Years) と呼ばれる時期の不作により、経済的な閉塞感が高まっていた。こうした経済の落ち込みに対する危機感はダリエン計画の頓挫によって決定的となり、スコットランドでは将来への不安と沈滞した空気が醸成され、イングランド経済圏への参入にその活路を見出そうとする主張を後押しすることとなった。ワトレーは、ダリエン計画の失敗によってスコットランド側が被った損失の補填としてイングランド側から提示された

「エクイヴァレント (The Equivalent: 対スコットランド補償)」が合同交渉にあたったスコットランド委員に対して決定的な影響力を持ったと主張する⁶⁾。

こうした見解はこれまでのワトレーの研究においても示されてきたことであるが、『スコットランド人と合同』においては経済的な要因以外に政治的な要因についても深く考察されている。ワトレー (とパトリック) によれば、イングランドと同様にスコットランド議会内においても、プロテスタントによる王位継承を早期に確定することは差し迫った課題であった。スコットランド議会は、一七〇一年にイングランド議회가制定した「王位継承法 (The Act of Settlement)」をスコットランドが独自に継承問題を考える権利を無視した主権の侵害にあたるとして強く非難し、一七〇三年の「安全保障法 (The Act of Security)」によってスコットランドが独自に国王を選ぶ可能性について含みを残した。しかし、この法はイングランドの側からは極めて危険なものとしてとらえられた。なぜなら、当時ジェームズ七世 (イングランド王としては二世) の息子であるジェームズ・エドワードはフランスに亡命中であり、万一彼がスコットランド王となった場合には一六八八年から一六八九年にかけての政治的変革の成果がひっくり返されてしまう危険をはらんでいると考えられたからである。このことは、スコットランドの穩健的な長老派議員によっても危惧されており、彼らは「革命」後に成立した長老教会体制の安全をはかるため、一七〇六年から一七〇七年にかけての合同条約批准の直前に「教会安全保障法 (The Act for securing the Protestant Religion and Presbyterian Church

「Government」を成立させることに尽力した。ワトレーは、議会による合同条約の批准を、経済的停滞を打ち破ることを目指す議員や長老教会体制の保全を目指す議員など、立場を異にしながらもスコットランドの国益を追求し、国制の一部を保全しようとする政治家たちによる現実的な選択としてとらえている。⁷⁾

マキネスもワトレーと同様に、スコットランドの政治家たちの決定は彼らの強い危機感と行動規範に基づいたものであったと主張する。しかし、一方でマキネスは「エイクイヴァレント」でさえ、スコットランドで包括的対する合意を形成するための餌とするには不十分であったと論ずる。⁸⁾ マキネスによれば、一八世紀初頭におけるスコットランドの経済的状况は一七世紀後半からのカリブ海地域の交易の発展によって比較的健全なものであった。しかし、当時のスコットランド人の認識では、自国の経済的状况は危機的状況にあると考えられており、この危機感は大リエン計画の失敗によりさらに増幅された。これにより、スコットランドの政治家たちは自国の経済的状况を正確に判断することができず、十分な検討もないままに両国の議会統合を認めてしまったのである。⁹⁾ こうした議会内の悲観的な空気は、合同条約批准を前にして一七〇六年末のスコットランド議会でウィリアム・シートン (William Seton of Primedden) が行った演説からもうかがい知ることができる。¹⁰⁾

スコットランドにおける悲観的なムードとは対照的に、スコットランド議会による包括的対する受諾はイングランド宮廷を喜ばせた。マキネスはイングランド宮廷並びにイングランド議会の利害についても考察し、合同はスコットランドの利害関係よりもむしろイング

ランドのそれによって推進されたと結論付けている。合同条約の批准は、ジャコバイトの脅威を弱めるとともに、イングランドが切望していた革命体制の維持とプロテスタント王家による継承を確かなものにすると考えられたからである。¹¹⁾ しかし、実際にはスコットランドにおけるジャコバイトの脅威は両国議会の合同によって弱められることはなく、むしろ王統に対する忠誠心に愛国心が加わることでより同国のジャコバティズムは「(両国) 合同から新たな刺激だけでなく、新たな方向性をも」得ることとなった。¹²⁾

マキネスの考察はブリテン諸島内にとどまらない。彼はさらに、国と民族の境界を越えて、当時のブリテン諸島ならびに植民地における事象を「大西洋多島海 (Atlantic archipelago)」としてとらえようとする。一六〇三年の同君連合ならびに一七〇七年の議会合同はその後の「帝国」の発展を考えていく上で起点となるものだが、この「帝国」はその成立時期からすでに、単なる二国間の差異という以上の多様性を内包したものであった。地理的な交流という点からみれば、すでに一七世紀後半には交易と人の移動はイン格蘭ド・スコットランドの両国間にとどまらず、アイルランドを巻き込むものになっていた。また、バルト海・カリブ海地域における人の流れも活発で、一七世紀から一八世紀にかけての時期はこうした交流が異なる人間集団間の新たな関係を構築しはじめていた時期でもあった。マキネスはそうした「大西洋多島海」における交流とそのダイナミズムについて一章を割いて詳述しただけではなく、そこに住む人々の歴史観・政治思想・宗教観を「ブリテン主義的 (Britannic)」、「スコットランド主義的 (Scottish)」、「ゴシック的 (Gothic)」の三

つに分け、その変遷を考察することで示そうとした。⁽¹³⁾

ワトラー（およびパトリック）とマキネスによる二つの著作は合同研究の集大成であると同時に、ブリテン内外の国境を越えて大陸と大西洋世界の視点を取り入れたものである。一方で、目に見える形で現れる事象だけでなく、当時のブリテン諸島内の人々が自らを取り巻く関係をどのようにとらえていたかという認識の問題に関心を向ける研究もある。マキネスが示した三つの認識もそうした研究のうちのひとつであるが、コリン・キッド (Colin Kidd) はこうした人々の認識の起源と変遷を特に「合同主義 (unionism)」の観点から考察している。キッドによれば、同君連合以前の「合同主義」はブリテンの統合への意思とスコットランドの独立的地位の確保という二つの要素から成り立っていた。宗教改革以降、ローマ・カトリックの脅威を背景として、スコットランドの長老主義者たちは、互いに争い続けてきたスコットランドとイングランドが真の宗教、すなわちプロテスタントイイズムによって統合されるべきであると考へ始めていた。⁽¹⁴⁾ 一方で、一六世紀後半にはスコットランドの宗教的な独立性の維持を唱える声もあった。ジョージ・ブキャナン (George Buchanan) は当時のプロテスタントが展開していた運動や直面していた課題を、既存のスコットランドの歴史叙述と融合させようと試みた。たとえば、ブキャナンとその継承者たちは、スコットランド教会の起源をローマ教会と距離をおいてその独立性を維持したクルデ (Culdees) たちによる原始キリスト教共同体の中に見出そうとしたが、これはスコットランドの宗教的独自性に根拠を与えようとするものであった。⁽¹⁵⁾

宗教的情熱を背景として高められた「合同主義」に政治的な意味が与えられ始めるのは一六〇三年に両国間で成立した同君連合以降のことである。一六〇三年に同君連合が成立すると、「合同主義」はジェームズ六世 (イングランド王としては一世) と何人かの帝国主義歴史家たちによってさらに推進されることとなった。ジェームズは当初、自身が統治する二つの王国のさらなる統合をはかったが、彼の目論見は一六〇七年までにはイングランドの側のスコットランドに対する不信により阻まれることとなった。このような両国の合同に関する政治上の挫折にもかかわらず、ジョン・ラッセル (John Russell)、ジョン・ゴードン (John Gordon)、ロバート・ポント (Robert Pont) といった法律家や聖職者たちは両国の合同が神の摂理によって達せられるべきものであると信じて疑わなかった。さらに一六〇四年には、合同委員会の委員の一人であるトマス・クレイグ (Sir Thomas Craig of Riccarton) が両国関係についていくつかの重要な論考を示し、さらなる緊密な合同への意欲とスコットランドの独立性の維持という、相反する二つの主張の間の微妙なバランスを保つことに成功した。⁽¹⁶⁾ この時期の「合同主義」は宗教的な熱意だけではなく、伝統的な歴史観やジェームズ六世即位後の法的・制度的要素など様々な要因が絡み合う形で下支えされていたのである。そして、一七世紀前半において「合同主義」を形成したこれらの要素のうち、プロテスタントとしての連帯を求める宗教的な熱情は「厳粛な同盟と契約」(目 The Solemn League and Covenant) として具体化された。一六四三年、スコットランドの契約主義者 (covenanters) たちはこの「厳粛な同盟と契約」をイングランドの

長期議会と結びあたり、イングランド、スコットランドそしてアイルランドの各教会が共通の土台を持ち連携することを高らかに謳い掲げ、さらにスコットランドにおける長老教会の実践をもつてイングランドならびにアイルランドが将来達成すべき宗教改革のモデルとしたのである。こうしたスコットランドの長老派の意気込みの背景には、同地において形成されてきた「合同主義」やマキネスが言うところの「ブリテン主義的認識 (Britannic perception)」もしくは「スコットランド主義的認識 (Scottish perception)」の影響があった。

スコットランドの政治家や聖職者がそれぞれ異なる立場と視点を有していたことは言うまでもないが、彼らの政治的・宗教的なものの考え方については、キッドやマキネスが示す前述の歴史観が少なからず影響を与えていた。¹⁸⁾さらに、スコットランド人が抱いていた自国の国制に対する認識は一六世紀から一七世紀にかけて彼ら自身のナショナル・アイデンティティを形成していく。特に、一六三八年の「国民盟約 (the National Covenant)」によって監督教会制 (Episcopacy) の強制に反対し、一六四一年以降は長老主義 (Presbyterianism) による支配を経験したことにより、全てではないにせよ多くのスコットランド人が長老主義は彼らにとって欠かすことのできない要素であると考えるようになった。一八世紀初めころになると、スコットランドの政治家ならびに聖職者たちは自国における政治的・宗教的な原則について一定の共通する認識を持つようになつていた。ワトレーやマキネスによれば、彼らのうちの一部は単にパトロネジや個人的な利害関係によって動かされたのではな

く、自国の国制に対する理解や歴史観によって形成された行動規範にも大きく影響されて行動した。それゆえに、政治的・宗教的な原則や、国の将来に大きな影響を及ぼす国制に関する問題が議論された一八世紀初めのスコットランド議会においては、従来から行われてきたパトロネジ主体の議会運営が十分に機能せず、議会運営の質的な革新が図られることとなつた。ワトレー・マキネス・キッドらの研究は、一七〇七年合同前後の状況を考察するにあたって、従来よりもはるかに深く、広い視点で多様な事象について考える必要があることを示している。

2、合同研究の多様化

スコットランドにおける知的世界についての考察や、スコットランドの政治社会における人々の行動原理に対する考察など、合同研究における新視点の導入は一九九〇年代から散見されてきていたが、近年ではますます盛んになってきている。一七〇七年合同に関する新たな研究の動向を探る上で参考になるのは、合同三〇〇周年の翌年に出版されたワトレーとスチュアート・J・ブラウン (Stewart J. Brown) により編集された論文集、『一七〇七年合同・新たな諸側面 (Union of 1707: New Dimensions)』である。¹⁹⁾この論文集には、大陸において断続的に継続していた戦争、スコットランドにおける教育システムと長老主義の関係、一七世紀から続くスコットランドの国民性、一八世紀初頭における議会工作の特殊性、議会に対する教会の影響力、スコットランドの経済的な対外進出戦略とそれに対するイングランドの対応など、実に様々な視点から合同を考

察した論文が収められている。この論文集に収められている研究が考察するのはマキネスやワトラーがその著作で言及している脱境界の視点をはじめ、議会内の議論に影響を及ぼした要素の多様性や、スコットランド内における知的活動、知的世界が合同に及ぼした影響などである。

従来からの研究がとらわれがちであった地理的境界を超えようとする研究としては、まずクリストファー・ストアーズ (Christopher Storey) の研究があげられる。彼はスペイン継承戦争に注目し、この戦争が合同成立の「タイミング・雰囲気・形勢」の決定に決定的な役割を果たしたと主張する⁽²¹⁾。ルイ一四世 (Louis XIV) の対外政策はどちらかといえば防衛的なものであったにもかかわらず、当時の人々の目にはそのように映つていなかった。一七〇一年から開始されたスペイン継承戦争についても、人々はフランスによる侵略的要素の強いものととらえていたのである。こうした中で、スコットランドにおいて「安全保障法」が成立して独自の国王の選定に含みを残したことや、ルイがスコットランドのジャコバイトを陰に陽に支援したことなどは、イングランド・スコットランド両国の革命体制を支持する人々やプロテスタントの危機感を煽ることとなった⁽²²⁾。この危機感が合同成立に大きく影響したとストアーズは分析する。たとえば、彼はプロテスタントの紐帯の一例として、戦争を継続していく中で「ブリテン」の兵士の間に育まれたプロテスタントとしての連帯感について言及している。

経済面においてはアンドリュー・マキロップ (Andrew Mackillop) の研究が興味深い。彼は、合同後のグレート・ブリテン議会が通過

した「東インド物産の利益保全に関する法 (The Act for better Securing the Duties of East India Goods)」をもとに、合同によってスコットランド側が享受することになったイングランド経済圏参入の見返りとして、イングランド東インド会社がアジア方面の貿易独占を求めたこと、また同法によってスコットランドのアジア交易参入への道が断たれ、スコットランドの主権の重要な部分 (自由な通商) が損なわれたことなどを指摘した。合同条約の第十五条では、アフリカ・インド諸島貿易スコットランド会社 (The Company of Scotland trading to Africa and the Indies) の解散が規定されている。このことは、イングランド東インド会社が一七〇七年合同を「独占と自由な通商による調整との混合物」であることとらえていたことを示しており、スコットランド人が合同を自由な通商を行う権利を勝ち取るために経なくてはならない過程であると考えていたことは対照的である⁽²³⁾。要するに、イングランド東インド会社は大西洋におけるスコットランドの自由な通商を認める見返りとして、アジアにおける貿易の独占権を確保したのである。実際、当時のスコットランドにおいてもスコットランド会社の解散に疑問を呈する人々が少なからず存在した。彼らによれば、スコットランドの政治家たちはスコットランド会社を「安く叩き売った」のであった⁽²⁴⁾。こうした視点から、マキロップはこれまで歴史家がガリエンの損失に対するイングランドからの対スコットランド補償であることとらえてきた「エクイヴァレント」を、スコットランドが理論上有していた対アジア交易権をイングランド (またはイングランド東インド会社) が購入するための対価としてとらえている。実際、一七〇七年

の合同の後でスコットランド経済が急速に立ち直ったと考える歴史家は少なく、またイングランド会社によるアジア交易の独占は一九世紀にいたるまで継続し、スコットランド人がアジア交易に参加するためには「イングランド会社の下請け」として参加することを余儀なくされたのであった。⁽²⁶⁾ ストアーズとマキロップの視点は、政治的にはイングランドとスコットランドの二国間関係、また経済的にはアメリカや大西洋にとどまりがちであった従来の研究に対して、大陸における戦争の実態やアジア交易などの新視点を取り入れた点において新鮮さを感じさせるものである。

ストアーズとマキロップの研究はブリテン諸島以外の地域をその射程に入れる、つまり地理的境界を超えることによって新しい展望を示すものであるが、その一方でブリテン諸島内においてこれまであまり顧みられてこなかった分野に光をあてる研究も見られる。たとえば、マキネスやキッドらの論じる「合同主義」に関する認識が当時のスコットランド人によってどのように共有されたのか、その実態を解き明かすヒントとなる研究がリチャード・サヴィル (Richard Saville) やクレア・ジャクソン (Clare Jackson) らによって示されている。⁽²⁷⁾ サヴィルは、スコットランドにおける教育システムとそれに影響を与えた長老主義との関係を主にグラマースクールと法制度の発展に関する研究を通して明らかにしている。彼によれば、スコットランドにおいてはグラマースクールでの教育を通して一般の人々も神学的な知識を得ていた。スコットランドの教育システムは広範な学問を学ぶ機会を人々に提供しており、これは専門職として身をたてたいと願う人々の需要に適うものであった。

グラマースクールのカリキュラムは主として古代ローマに関する事柄に依拠したもので、これは「帝国や行政制度、法、軍事的栄光や市民としての義務に関する知識の材料」を提供するものであった。⁽²⁸⁾ 一方、スコットランド法の基礎は聖書的な原則に基づいており、このことは「従順であること」が社会の調和にとって決定的に重要であるという認識を育むものとなった。こうした前提をもつスコットランド法はさらにカノン法やローマ法を取り入れながら発展し、最終的には一六八一年にステア卿 (James Dalrymple, Lord Stair, 1st Viscount of Stair) によって王による「圧政」から人々を守るために集成された。⁽²⁹⁾ こうした知的環境はスコットランドの知識人たちの間に彼ら自身の王国の起源について相反する歴史観を共有させるものとなった。ひとつは主に王を支持する人々によって支持された歴史観で、王権が不可侵に世襲されるといふ見方であり、もうひとつはスコットランドの最初の王がその人民の手によって選ばれたとする歴史観である。⁽³⁰⁾ サヴィルはさらにスコットランド人の知的世界を構成した重要な柱として、主に中・上位階級によって育まれた「形而上学的な知的営為の重視」があり、これはカルヴィニズムや職業文化、スコットランドの法制度、グラマースクールや大学によって支えられていたと主張する。当時のスコットランドの知識人たちの理解によれば、君主とは共同体の調和を守るために存在すべきものであり、ゆえに社会の調和を乱す政府は非難されるべきもの、場合によっては挿げ替えられるべきものであった。⁽³¹⁾

スコットランドの知的環境が形成したこのような王権に対する認識は、一七世紀におけるスコットランド人の反王権的な動きの理論

的支柱となるものであった。また、国王の力は人民の主體的な選挙に基づくものであることに由来しているという歴史観は、合同直前に高揚した合同反対論や一七〇三年にアンドリュー・フレッチャー (Andrew Fletcher) がスコットランド議会内で展開した国王大権の「リミテーション (制限: Limitation)」をめぐる議論においても示されている。たとえば、フレッチャーは同議会の演説において「王の錫杖によって触れられることは、王の印章が我々の通貨に対するのと同様に我々の法に権威を与えるが、王は (我々の法を) 拒絶する権利も留め置く権利も持っていない」と法に効力を持たせる際の議会の優位性を強く主張した。また、ジョージ・リドパス (George Ridpath) も包括的合同中に反対するパンフレットの中で国王の権力について触れ、「統治権は国王の身に存するものではなく、国王と三身分の連結の中に見出されるものである」としている。³³つまり、スコットランドにおいては、君主制は共同体の秩序維持のために存在すべきであるという考え方が共有されており、これが合同直前における議会内の議論に大きな影響を与えたのである。

ジャクソンの研究は、サヴィルによって示されたスコットランドの知的世界において醸成された認識が、スコットランドの国民性の形成に深くかかわっていたことを示唆している。ジャクソンはスコットランド人が自分自身をどのように認識していたのかという問題についていくつもの異なる「国民性 (nationality)」の概念を考察した上で、スコットランドの国民性は一七世紀を通じて次第に形成され、一七〇七年の合同後も残ったと主張する。ジャクソンによれば、スコットランドにおいては両国の合同に関連して自国の国制

を論じる議論の中で、民族的な独自性よりも「対外的に従属しない独立した地歩を有するスコットランド王国とその国制」に国民性を支える要素の多くを求めようになっていた。³⁴実際にスコットランドの国民性なるものが合同以前に存在したかどうかはともかく、一七世紀のいくつもの出来事を通してスコットランドにおいてナショナル・アイデンティティや政治意識を発達させるような環境が存在していたという点については多くの歴史家によって了解されているように見受けられる。³⁵

一八世紀初頭のスコットランド人は、スコットランドの国制がイングランドとの包括的合同中によって差し迫った危機に直面していると受け止めていた。議会と教会がともにイングランドの国制の中に吸収されてしまうことを危惧したのである。こうした危機的状況の中で、合同に関する論者の多くはスコットランドの国益の守護者たるスコットランド議会をはじめとする国制に深くかわる機関がその独立した地位を維持すべきであると考え、イングランドとの「連邦的合 (federal union)」を主張した。興味深いことは、ここで「ブリテン」という概念自体や両国間のいくつかの機構の連携・合同が、反合同論者にとつて決して禁忌ではなかったことである。彼らが問題としたのはスコットランドが独自に国益を追求するための裁量権が実質的に残されるか否かであり、それゆえに実質的な裁量権の放棄を意味する議会合同 (イングランド議会によるスコットランド議会の吸収) に強く反対したのであった。ジャクソンは、合同により国民性の拠りどころたるスコットランド王国は消滅したものの、合同以降もスコットランドの独立性は一種の「想像の共同体」

として、新しく生まれたブリテン王国という共同体意識と並行して存在したと主張する。⁽³⁶⁾ サヴィルやジャクソンの研究はスコットランドにおける知的営為を支えた背景と一六八九年以降の政治的議論が交わされた際の知的環境を明らかにするとともに、スコットランド人による自己認識が形成されていく過程をよく示している。

前述のような自国の国制に対する認識や歴史観は当然のことながらスコットランド議会の議員によっても共有されていた。そのため、一八世紀初頭における議会運営は困難を極めた。ダリエン計画の失敗を契機として高揚した反イングランド感情と両国合同に関する議論が、個々の議員が有していた国制に対する認識や愛国心、郷土愛といったプリンシプルを刺激し、単純なパトロネジによる議会工作だけでは安定的に多数派を形成することができなくなつたからである。カリン・ボウイ (Karin Bowie) とアレク・パトリックは議会に対する公論や宗教の影響について考察し、一八世紀初頭における議会内工作がこれまで考えられてきたパトロネジなどによる操作だけでなく、より複雑で難しいものとなつていたと論じている。⁽³⁷⁾ ボウイはすでにいくつかの著作と論文においてスコットランドにおける公論の形成がどのように両国合同の際の議論に影響を与えてきたかについて検証を進めてきた。⁽³⁸⁾ 一七世紀末における凶作と長引く戦争によって打撃を受けていたスコットランド経済に対する国内の閉塞感⁽³⁹⁾はダリエン計画の無残な失敗によって決定的なものとなり、さらに同計画の失敗の責任をイングランドの非協力に帰したることによつて、スコットランド国内においては激しい反イングランド感情が渦巻いた。こうした反感は一八世紀初頭からの両国合同に関する議論

と結びつき、アドレス・キャンペーンと呼ばれる野党地方党 (Country Party) 主導の激しい合同反対運動へとつながっていく。野党である地方党は各地からの請願や反合同を主張するパンフレットの出版を組織化し、ダリエン計画の失敗をイングランドによる干渉の結果だと位置づけ、スコットランドはその自由と国益を追求するためにイングランドの影響力を排除すべきだという公論 (public opinion) を形成しようとして試みたのであった。

議会はこうした公論の形成を完全に無視することはできなかった。⁽⁴⁰⁾ 一七〇三年の議会がフレッチャーによる「リミテーション」をはじめとして、「安全保障法」や「戦争と平和の法 (Act anent Peace and War)」など、与党宮廷党 (Court Party) に多くの妥協を強いる結果となつたのは、公論に刺激されて変化した議員たちの行動原理を閣僚たちが十分にくみ取ることができず、多数派工作に失敗したからである。⁽⁴¹⁾ 地方党はこの議会において声高に合同に対して異議を唱え、「スコットランド教会の危機」、「スコットランドの統治権の喪失」、「新たに導入される重税」など包括的契約が招く様々な不利益に対する懸念を表明した。こうした状況下では、与党も議会内外における公論の存在を意識せざるを得なかつた。その結果、一七〇五年の議会において、与党は現行の同君連合の「改正」にむけた票を集めるために、包括的契約を実現する意図を隠しながら各議員への訴えかけを行ったのである。たとえば、宗教に関して言えば、王位の継承が不安定な状態のままにあることはジャコバイトにつけいる隙を与えることにつながり、その結果スコットランドの教会体制が危機にさらされると主張して長老派議員の支持を集めよう

としたのであった。⁽⁴²⁾ 与党による議会工作戦略の転換は、地方党と騎士党 (Cavaliers) の足並みを乱すとともに新党 (Squadrons Volume) の野党からの分離を招くなどの一定の成果をおさめた。これにより一七〇五年以降の議会において与党は合同条約批准に向けて巻き返しに成功するのである。

こうした議内外の公論の形成と与党による議会工作に關して、特に教会の影響を考察するのがパトリックの研究である。パトリックは、後述するジェフリー・ステイブンの研究に依拠して、ローマ・カトリックの脅威がスコットランド国内におけるジャコバイトの活動と結びつけて考えられていたために、宗教は単に教会や聖職者にとつての関心事にとどまらず、議会にとつても大きな関心事のひとつであったと主張する。彼は特に一七〇六年一月一二日に「教会安全保障法」が議会を通過するまでのプロセスとその間の議論を分析するが、その分析によれば「多くのスコットランド議会の議員たちは教会からの要求に対しては受容的」であり、長老教会の牧師たち、特に長老教会総会を構成するメンバーは比較的議会与党に対して協力的であった。⁽⁴³⁾ たしかに、スコットランドの聖職者たちは合同に關する議論が高揚するにつれて、その議論の行きつく先とその後教会の安全に対して徐々に懐疑的になってきていた。しかし、教会当局は聖職者たちの不安を直接吸い上げて与党が推進する包括的合向への動きに公然と反対することはできなかった。なぜなら、スコットランド内においては依然として監督教会派やローマ・カトリックの影響が根強く残っており、教会としてもプロテスタントによる王位継承が確定することで継承問題が安定化することを強

く望んでいたからである。⁽⁴⁴⁾ その著作の中で合同直前の長老教会内の議論について考察したステイブンも、ウィリアム・カルステアルズ (William Carstairs) のような長老教会内の穏健派牧師たちが長老教会総会内の委員会で展開された議論において、合同賛成派長老 (elders) と反対派牧師 (ministers) の間の対立を調停することに努め、最終的に教会内の議論を鎮静化することに成功したと主張している。⁽⁴⁵⁾

さらに、パトリックは教会内の議論だけでなく議会における投票行動にも注目している。一七〇六年末から一七〇七年初めにおける与野党の投票行動についての分析を通して、パトリックは宗教がスコットランド議員にとつても大きな関心事であったと論ずる。彼の分析によれば、教会安全保障法に關する投票は各党内に存在した宗教的対立や矛盾を顕在化させるものであったため、スコットランド議員にとつて難しい判断を要するものであった。たとえば、何人かの地方党議員は「同志に反する投票を行うことには気が進まなかったが、同様に教会に対して反対票を投じることもためらわれた」のであり、さらにそのうちの何名かは自らの所属する党の意思に反する投票を行うか、投票自体を棄権している。⁽⁴⁶⁾ また、ジャコバイトが多く所属する騎士党は同法に反対し、常よりもはるかに多い割合の反対票を投じている。⁽⁴⁷⁾ これは、革命体制以前の原則、すなわち監督教会制を望む騎士党の議員にとつて、長老教会の安定に寄与する教会安全保障法案は明確に敵対性のものであったからである。

教会内の議論や議会における投票行動が示すように、宗教に關する問題は聖職者のみならず議院内の全ての議員にとつて極めて重要

な問題であった。ゆえに、与党においてもこの問題は当然党内分裂を引き起こす原因となり得た。たとえば、先に述べた一七〇三年における騎士党の離反がそれである。⁽⁴⁸⁾しかし、パトリックはここで当時のスコットランド議員の連続性に言及し、議会内の決定における宗教の影響力を限定的なものにとどめている。合同に関する問題が議論されていた時期のスコットランド議会議員の多くは一六八九年の革命後の議会 (Convention) の議員を経験した者たちであり、その本質において長老教会体制を含む革命体制の支持者たちであった。⁽⁴⁹⁾ダリエン計画失敗以降のスコットランド内における公論の形成は、確かに伝統的なパトロネジによる議会工作を難しく複雑なものにしたが、議院内議員の間に革命体制を原則として維持しなくてはならないというコンセンサスが存在していたことは、継承問題をプロテスタントによる継承で安定させようとし、さらに教会に対する安全保障を示した与党に有利に働いたのであった。

ポウイヤパトリックによる、議会における決定に対して議会内外で形成された公論についての考察は、公論が形成される議論の中で扱われた内容が「議会と教会の独立性の維持」「通商の自由」「司法の独立性」などスコットランドにおける教会と国家のコンステイテューションに関するものであったことを示している点で重要である。国制に対する認識は、歴史観や王権観と同様に政治家の個人的なプリンシプルに深く関わるものであった。それゆえに、議院内工作を単なる利益供与や威圧だけで行うことができたと考え難い。合同が成立するに至るまでの経過については、より多様で深い理解が求められることは明らかである。『一七〇七年合同』新

たな諸側面』に取められた研究は、合同の成立に関する様々な局面を切り取ることで、これまで進められてきた合同研究に対して新しい光を投げかけていると言えるだろう。

3. 一七〇七年合同と宗教

ブラウンとワトレーの編による論文集とその周辺の研究は、両国合同を理解する上でより多様な視点が必要であることを端的に示しているが、そうした視点の中で最も重要なもののひとつが宗教である。⁽⁵⁰⁾両国合同における宗教の重要性については先行研究の中でたびたび言及されてきた。また、スコットランドでは一七世紀半ばの内戦期の展開に宗教、特に長老主義が深くかかわってきたこともあり、三王国戦争期の宗教的諸問題については我が国においても研究者たちの注目を集めている。⁽⁵¹⁾一方で、スコットランド内の宗教を一七〇七年合同の文脈の中に位置づけて考察した研究はイギリスにおいても日本においてもあまり見られなかった。この合同前後の宗教の実態に光をあてたのが前述したジェフリー・ステイブンとアラステア・レイフである。⁽⁵²⁾

ステイブンは主に合同直前の長老教会総会 (General Assembly) ならびにその執行委員会 (Commission of the General Assembly) を対象として研究を進め、これまで「合同に対する堡壘」として理解されてきた長老教会が実際には「政治的中立と自己保全」のための立場を維持したと主張した。彼によれば、長老教会内の穏健派は教会内の議論の鎮静化に努める傍ら議会で議長を持つ長老たち (elders) との連携を強めることで、地方党が主導して展開された

合同反対運動の際にも総じて中立的立場を保つたとされる。⁽⁵⁴⁾ いくつかの、特に南西部のプレスビテリ (presbyteries) ならびに教区 (parishes) からは合同反対の決議を要求する請願や教会当局の煮え切らない態度に対する抗議などが届けられたが、その他の多くの地方教会組織は比較的冷静さを保ち、教会当局の決定に対しても従順であった。この原因としてステイブンは地方の教会組織が教会当局、特に長老教会総会の権威を尊重し、教会制度全般に関する事柄については当局の判断に委ねていたことを挙げている。⁽⁵⁵⁾ さらに、議会内において宮廷党が提出した教会安全保障法も教会勢力の抵抗をかわすのに効果があった。合同が現実の脅威として迫った一七〇六年一〇月になると執行委員会において激しい議論が交わされた。しかし、合同条約批准と抱き合わせの形で教会安全保障法が成立すると「スコットランド教会体制の保全」を最優先の目的とする長老主義聖職者たちは合同条約批准に対する攻撃の手を緩め、これが条約批准に大きく影響したのである。⁽⁵⁶⁾ 彼の研究は合同前の長老教会総会における活動と議論の詳細をはじめめて明らかにしたものであると言える。

これに対し、レイフはステイブンは異なる見方を提示する。レイフはステイブンの研究とは対照的に地方のプレスビテリや教区における宗教的対立に注目する。彼の研究によれば、一般の教区民は盲目的に教会や有力者の支配に従っていたわけではなく、説教や法廷、学校などを通して神学的な論争に触れる機会を数多く得ており、そのためにエリート層以外の男女もこれらの神学的な論争の内容をよく理解し積極的に参加していた。⁽⁵⁷⁾ そのため、新しく国定教

会として成立した長老教会の支配下にある地域と、王政復古期（一六六〇—一六八九）に国定教会であった監督教会の影響を色濃く残していた地域に分かれ、両派の間で激しい対立が生じた。レイフはこの長老教会と監督教会の間の対立は一六八九年の革命以降に突然現れたものではなく、一七世紀後半から徐々に激しさを増していったものであり、彼らの溝が合同後の宗教的論争の遠因になったことを指摘する。王政復古期に監督教会が長老派を規制するにあたりよく使った「狂信 (fanaticism, enthusiasm)」や、こうした規制を非難するにあたり長老派が使用した「迫害 (persecution)」などの敵対性の用語は、一六八九年後の革命後はその使用者を入れ替える形で存続し、お互いの敵対者を攻撃し自らを犠牲者・殉教者として美化することでお互いに対する敵意を増大させる役割を果たしたのである。⁽⁵⁸⁾ また、ステイブンは地方の教会組織が長老教会総会の決定を尊重し比較的穏健な立場を維持していたと主張するのに対し、レイフは広い範囲で政治的・宗教的な議論が交わされ、一部の地方の教会組織は議会ならびに長老教会総会の決定に対して異を唱えていたことを強調する。⁽⁵⁹⁾ スコットランド内の宗教的対立や教会政策について論じたステイブンとレイフの研究は、一見すると相反する結論を導き出しているようにも見える。しかし、このことは当時のスコットランドにおける宗教をめぐる状況が極めて複雑で入り組んだものであったことを示している。ステイブンとレイフによる一見すると矛盾した見解は、合同前のスコットランド人が両国の合同をどのように見ていたのかを考える上で大変興味深い。キッドが言うように、「合同主義」は一六世紀半ばごろから異なる歴史観を内

包していたが、宗教はこの「合同主義」の形成に際して決定的な役割を果たした。さらに、マキネスがその分析の枠組みとして提示した三つの価値観 (Britannic, Scottish and Gothic perceptions) はブリテン諸島内において歴史観や宗教と混ざりあいながらスコットランド人の自国や彼ら自身に対する見方を形成していった。こうした意味で、宗教は合同の前後においてスコットランド人が「ブリテン」という概念をどのように理解していたのかを考察する上で不可欠な要素になりうるのである。

おわりに

両国合同三〇〇周年にあたる二〇〇七年前後から、多くの歴史家たちが合同に関する新しい視点を提示してきた。一七〇七年の合同は、いまやイングランドとスコットランドとの間でのみ考えられるべきものではない。ブリテン諸島という地理的境界を越えて、大陸や植民地、そしてアジアなど、これまでよりもはるかに広い視野で議論することが求められている。また、イングランド・スコットランド間の関係に注目する場合においても、合同前後の状況の考察には従来よりも多様な視点と深い洞察が必要とされてきている。たとえば、議会内の工作は従来のように議員に対するパトロネジのみを意味するのではない。パトロネジは議会工作を構成するひとつの要素に過ぎず、議会内のダイナミズムをより正確にとらえるためには、各議員の行動規範やプリンシプルについて再考することが求められるのである。一七〇七年の合同はかつてファーガスンが論じたように「政治的な出来事 (a political job)」としてのみとらえられ

るべきではなく、その他の様々な要素が絡み合って成立したものであると考えるべきである。ゆえに、一七〇七年の合同を考えるにあたっては議会に対する「工作 (management)」の意味を従来よりもはるかに広くとらえ、議員や、議会外の人々の行動の指針がどのような認識と価値観によって支えられていたのかを深く考察していかなくてはならないだろう。

また、人々の価値観を形成する重要な要素となっていたという点でも、合同前後の時期のスコットランドの宗教について考察することは決定的に重要である。宗教は単に教会や聖職者たちにとつての関心事であつたわけではなく、議会を構成する人々や議会外のエリート・知識人層をはじめ地方の教区に住む一般の人々にとつても極めて重要な、生活に密着した問題であつた。ステイブンとレイフが示した当時の宗教的対立に関する議論を見る時、スコットランドにおける宗教についてもまた、従来よりも広く、深い視野でとらえられるべきである。一六八八年から一六八九年にかけての革命以降、カトリック国フランスとの戦争とフランスに亡命した先王ジェームズならびにその後継者の存在は、ブリテン諸島内に住む人々の間にプロテスタントとしての紐帯を強める働きをする一方で、特に長老派と監督教会派の宗教的対立を助長するなど、相反する作用をもたらした。この宗教問題は王位継承に関する問題と相俟って、議会内の革命体制支持派とジャコバイト、または長老派と監督教会派のプリンシプルを刺激し、合同の成立に大きく影響した。しかし、宗教をめぐる対立は議会内においてのみ問題となつたわけではなかつた。長老派と監督教会派の宗教的原則・規範は一六世紀後半の

スコットランドにおける宗教改革を起点として徐々に形成されていったものであり、これらは一七世紀半ばの「革命」を経て一般の人々の間にも浸透していった。一六四一年の体制によって強く人々の間に印象付けられ、一六八九年以降の長老教会体制によって影響力を強めた長老教会主義と、一六六〇年の王政復古によってスコットランドの宗教を支配した監督教会制は人々のアイデンティティの形成に深く影響すると同時に、スコットランド内の宗教的状况をきわめて複雑なものにしたのである。宗教は、人々の行動規範、歴史観、政治思想などと深く結びつき、一七〇七年の合同をめぐる議論においても大きな影響を与えることとなった。それゆえに、スコットランド議会ならびに教会に対する新しい意味での「マネジメント」とブリテン諸島内における宗教に関する問題は、合同研究を進めるにあたって不可欠な視点であり、合同前後のイングランド・スコットランド関係をとらえるためにより深く考察されるべき要素であると言えるだろう。合同をめぐる研究において近年盛んになってきている新視点の導入は、一七〇七年の合同に関してより深い理解を可能にするだけでなく、その前後の時代の連続性を考察する上でも有益な視点を提供し、いわゆる「長い一八世紀」についての従来からの理解に対しても大きな影響を与えるだろう。

註

- (1) Christopher Whaley, with Derek Patrick, *The Scots and the Union* (Edinburgh: Edinburgh University Press, 2006).
 (2) Allan I. MacInnes, *Union and Empire: The making of the United Kingdom in 1707* (Cambridge: Cambridge University Press, 2007). □

レーとマキネスによる研究については合同形成の動因としてのスコットランドの経済状態ならびに合同後の展望について差異がよく強調される。

- (3) Christopher A. Whaley, *Bought and Sold for English gold? Explaining the Union of 1707* (East Linton: Tuckwell Press, 2001), *idem*, 'Salt, Coal, and the Union of 1707: A revision article', *The Scottish Historical Review*, 66 (1987), 26-45, *idem*, 'Economic Causes and Consequences of the Union of 1707: A Survey', *The Scottish Historical Review*, 68 (1989), 150-181, and *idem*, 'The Union of 1707, Integration and the Scottish Burghs: The Case of the 1720 Food Riots', *The Scottish Historical Review*, 78 (1999), 192-218.
 (4) William Ferguson, 'The Making of the Treaty of Union of 1707', *The Scottish Historical Review*, 43 (1964), 89-110, and *idem*, *Scotland: 1689 to the present* (Edinburgh: Oliver & Boyd, 1968).
 (5) 後述するように、マキネスは当時のスコットランド人が自国の経済状況について深い懸念を示していたことについては認めるものの、実体経済は人々が懸念していたほど深刻な落ち込みを示していたわけではなかったと主張する。ダリエン計画とスコットランド会社については Douglas Watt, *The Price of Scotland: Darien, union, and wealth of the nations* (Edinburgh: Luath, 2006).
 (6) エクイヴァレント (The Equivalent) とはダリエン計画の失敗によってスコットランドが被った損失をイングランドが肩代わりしたもので、その総額は三九万八千ポンドに及んだ。Whaley (2006), pp. 244-273.
 (7) *Ibid.*, pp. 184-242, 322-380. 一方で、ワトラーはファーガソン以来主張されてきたハトロネジによる議会工作や一七〇五年の外国人法によるイングランドからの威圧の影響などについて言及している。 *Ibid.*, pp. 23-42, 202-242.
 (8) 一八世紀はじめにスコットランドにおよぶ合同が議論されたことと問題とされたのはスコットランドがインテグレーション「包摂的」合同 (incorporating

- union) をしてひとつの王国となるか「連邦的合同 (federal union)」によってその独自性を保つか、ということであった。「包括的合同」とは両国の主な国制、特に両国議会の統合を主張するものであったのに対し、「連邦的合同」では当時の両君連合を改変して、スコットランドが独自性を維持して国益を追求できるような緩やかな連合を想定していた。両国合同をめぐる諸問題については拙稿「一七〇七年の合同に対するスコットランド人の論理と認識」『学習院史学』第四八号、二〇一〇年、五一―七八頁。
- (9) MacInnes (2007), pp. 142-171, 211-240.
- (10) William Seton of Pitmedden, *A Speech in Parliament, the second day of November 1706* (1706). シートンはこの演説の中でスコットランド経済の悲観的状况を強調し、危機を脱するためにはイングラランドの経済圏に参入して自由な通商による利益を享受するほかはないと訴えかけた。
- (11) ジャコバイト (Jacobites) とは一六八八年から一六八九年の政治的変革によって王位を迫られたジェームズ七世 (二世) を支持する人々の総称。政治的にはスチュアート家に対して忠誠を誓い、革命体制以前の王政復古期の体制を是とし、宗教的には主教制 (監督教会制) を支持することともに非国教徒に対する宗教的寛容に異を唱える。革命体制下においてイングラランドのトーリーのイデオロギー (スチュアート家の国王に対する無条件の忠誠と神授的叙任の概念) が危機にさらされたことは良く知られているが、スコットランドにおいてもジェームズに対する忠誠や監督教会制への愛着を捨てきれない貴族は数多く存在した。彼らの存在はイングラランド・スコットランドの革命体制を支持する勢力の危機感を煽ることとなった。
- (12) MacInnes (2007), pp. 313-316.
- (13) コントラキネスは「Britannic perception」について帝國的支配を称賛し「包括的合同」を推進するもの、「Scottish perception」について貴族的合議主義を理想とするもので、「連邦的合同」を推進するもの、「Gothic perception」についてイングラランド議会の権威を支持し、アイルランドと同様にスコットランドの地位を従属的なものにおとしめようとする立場であ

る。それぞれ定義はけづる。MacInnes (2007), pp. 53-61, 137-171.

- (14) Colin Kidd, *Union and Unionisms: Political Thought in Scotland, 1500-2000* (Cambridge: Cambridge University Press, 2008), pp. 38-80. 例えば、一六世紀の「帝国主義者 (imperialist)」であるジェームズ・ヘンリソン (James Henryson) はブリテンはひとつのプロテスタント王家のもとに統合され、プロテスタントイスマの砦となるべきであると主張した。スコットランド宗教改革の象徴的存在であるジョン・ノックス (John Knox) もまた両国の宗教的な統合に影響を与えた。

(15) *Ibid.*, pp. 52-53.

- (16) *Ibid.*, pp. 52-58. スコットランドの独立性の維持と両国の統合を両立させようと試みたクレイグの姿勢と判断は後に包括的合同に反対する論者によって言及された。たとえば、包括的合同ではなく連邦的合同を主張するジョージ・リドパスはその著作においてクレイグの下した決定や判断を連邦的合同とは何かを考える上での良い指針になるものとしてかなりのページを割いて言及している。George Ridpath, *Considerations upon the Union of the two Kingdoms* (1706), *passim*.

(17) MacInnes (2007), pp. 61-67.

- (18) たがえば、合同反対論者の間でよく主張された王権は人民との契約から始まるとする歴史観はスコットランド人の政治思想に大きな影響を与えている。スコットランドにおける王権の起源をめぐる歴史観の形成については小林麻衣子「一六世紀スコットランドにおける歴史観―王権の起源をめぐる二つの解釈―」『西洋史学』第二三七号、二〇一〇年、二〇―三十七頁に詳しく述べられている。また、イングラランドにおけるトーリがジェームズ二世に対する忠誠の放棄をするのに抵抗して、ジェームズの退位を国王自らによる統治の「放棄」としたのに対して、スコットランドにおける権利要求章典 (The Claim of Right) がジェームズの瑕疵による国王の廃位を宣言したことからもうした歴史観が背景にあったことをうかがわせる。H.T. Dickinson, *Liberty and Property: political ideology in eighteenth-*

- century Britain (London: Weidenfeld and Nicolson, 1977), chapter 1.
- (21) Stewart J. Brown and Christopher A. Whatley (eds.), *Union of 1707: New Dimensions* (Edinburgh: Edinburgh University Press, 2008).
- (22) Christopher Storrs, 'The Union of 1707 and the War of the Spanish Succession' in Brown and Whatley (2008), 31-44.
- (23) *Ibid.*, p. 31.
- (24) *Ibid.*, pp. 34-39.
- (25) Andrew Mackillop, 'A Union for Empire? Scotland, the English East India Company and the British Union' in Brown and Whatley (2008), 116-134.
- (26) *Ibid.*, pp. 118-120.
- (27) *Ibid.*, p. 122.
- (28) *Ibid.*, pp. 125-134.
- (29) Richard Saville, 'Intellectual Capital in Pre-1707 Scotland' in Brown and Whatley (2008), 45-60 and Clare Jackson, 'Conceptions of Nationhood in the Anglo-Scottish Union Debates of 1707', in Brown and Whatley (2008), 61-77.
- (30) Saville (2008), p. 53.
- (31) *Ibid.*, p. 59, James Dalrymple, *The Institutions of the Law of Scotland deduced from its Originals, and collated with the Civil Canon and Feudal Laws and with the Customs of Neighbouring Nations* (Edinburgh, 1681).
- (32) 後者の歴史観は一七〇七年の合同をめぐり議論において王の権力の源泉と人民の権利を論ずる際をわけて重要であった。後述の通り、合同反対論をリードしたジョージ・リドバスの議論の中でも王の力の源泉を人民の同意に求めるべき見方が示されている。
- (33) Saville (2008), p. 59-60.
- (34) Andrew Fletcher, *Speeches by a Member of the Parliament which Began at Edinburgh the 6th of May, 1703* (1703), p. 155.
- (35) George Ridpath, *A discourse upon the union of Scotland and England* (1702), p. 167. リドバースは「三身分 (the three Estates)」が何であるかについては明言してはならないが、その後の内容から貴族と自由土地保有者からなる人民全体を指していることは明らかである。また、当時のスコットランド議会は貴族・地主・都市代表によって構成されていたことから、これら三つを念頭に置いていたと考えられるべきであり、「開戦と和平に関する権限」をはじめ多くの権利は議会に存するべきであると主張する。また、国王が国制を侵害した場合「三身分」が国王に抵抗する場合にあらば、国王は国制を侵害した時点で「三身分の同意を有しなす (without the Consent of the three Estates)」のせいで、大逆罪を構成しなすべしと主張する。 *Ibid.*, p. 169.
- (36) Jackson (2008), pp. 63-70.
- (37) 何人かの歴史家によっても指摘されているようにはあるが、こうしたスコットランドの国民性は他の国民、特に強力な隣国であるイングランドとの対立が先鋭化した際により強くあらわれようである。たとえば、一六三八年の国民契約 (the National Covenant) はプロテスタントの合同主義者によって奇まれた両国間の宗教的共感の存在にも関わらず、スコットランドの宗教改革の伝統の独自性を支持する内容のものであった。 Kidd (2008), pp. 59-63.
- (38) ロリン・キッドはこの共同体意識の形成に際して宗教的な紐帯が極めて重要な役割を果たしたと主張する。 Kidd (2008), pp. 38-80.
- (39) Karin Bowie, 'Publicity, Parties and Patronage: Parliamentary Management and the Ratification of the Anglo-Scottish Union', in Brown and Whatley (2008), 78-93 and Derek J. Patrick, 'The Kirk, Parliament and the Union, 1706-7' in Brown and Whatley (2008), 94-115.
- (40) Karin Bowie, 'Public Opinion, Popular Politics and the Union of 1707', *The Scottish Historical Review*, 82 (2003), 226-260, *idem*, *Scottish Public*

Opinion and the making of the Union of 1707 (Unpublished Ph.D. thesis: University of Glasgow, 2004), and *idem*, *Scottish Public Opinion and the Anglo-Scottish Union, 1699-1707* (Woodbridge: The Royal Historical Society, 2007).

(39) 当時のスコットランド議会は大きく分けて宮廷の意を受けてスコットランド關係に任命された有力者に率いられて包括的の合同を推進する与党宮廷党 (Court Party) とこれに反対して連邦的の合同を提唱する野党地方党 (Country Party) に加え、多くのシヤロバントを抱える騎士党 (Cavaliers) からなっていたが、後の新党 (*Squadronne Volante*) の成立などからも見られる通り、その構成・勢力關係はかなり流動的なものであった。当時の政治的状况については Ferguson (1968)。

(40) 一七〇三年の議会においてヘーンズベリ (James Douglas, 2nd Duke of Queensberry) は与党内の宗教的の対立を解消できなかったことから騎士党の離反を招いた。これは直接的には与党内長老派とシヤロバントとの宗教的立場の相違が原因であったが、同時に騎士党は大陸に亡命中のステュアート家を支持していたために継承問題の泥沼化を狙っており、このことが王位継承法と包括的の合同に反対する地方党との連携を可能にした。

(41) Bowie (2008), pp. 84-91.

(42) 経済の面では自由な通商体制の確立、具体的には航海法の適用範囲の外に置かれることがスコットランドの経済的利益につながるという従来と同様の主張を繰り返した。

(43) Patrick (2008), pp. 94-95.

(44) *Ibid.*, p. 97.

(45) Jeffrey Stephen, *Scottish Presbyterians and the Act of Union 1707* (Edinburgh: Edinburgh University Press, 2007).

(46) Patrick (2008), p. 108. 本来「教会の保全は合同反対論と結びつき易い性質のものであったが、この「教会安全保障法」は宮廷党が合同条約批准をスムーズに行うことを目的に提出したものであったため、地方党は反対

票を投じにまわった。

(47) *Ibid.*, p. 111.

(48) 一七〇三年の議会では監督教会派に対する寛容が議論されたが、これに関して監督教会派を擁護する騎士党と革命体制維持の観点から長老教会の擁護を重視する宮廷党の有力者の間で対立が見られた。George Lockhart, Daniel Szechi (ed), *Scotland's Ruin: Lockhart of Carnwath's 'Memoirs of the Union'* (Aberdeen: Association of Scottish Literature Studies, 1995).

(49) *Ibid.*, pp. 106-115.

(50) キッドはスコットランド人の歴史観と合同主義はその多くが宗教的背景をもとにして成り立っていると主張する。Kid (2008), pp. 5-9, 39-56.

(51) 近年「プリテン史を宗教の視点からとらえ直そうとする動きが出づる」とは注目に値する。若井淳編『複合国家イギリスの宗教と社会』ミネルヴァ書房、二〇一二年。同書において、特に那須と富田は三王国戦争期におけるインクランド・スコットランドの同盟や和平交渉の経過からスコットランドの長老主義者たちとインクランドの聖職者・政治家との間に交わされた議論・文書について詳細に分析し、考察を加えている。那須敬「宗教統一を夢見た革命?—内戦期インクランドの宗教政策とスコットランド—」前掲書第二章、五三—八二頁、富田理恵「プリテンの国制構想とスコットランド・インクランド—一六四七年の転換—」前掲書第三章、八三—一四頁。

(52) Jeffrey Stephen, 'Defending the Revolution: the Church of Scotland and the Scottish Parliament, 1689-95', *The Scottish Historical Review*, 89 (2010), 317-357, *idem*, *Scottish Presbyterians and the Act of Union 1707* (Edinburgh: Edinburgh University Press, 2007) and Alasdair Raffie, *Religious Controversy and Scottish Society, c.1679-1714* (Unpublished Ph.D. thesis: the University of Edinburgh, 2007).

(53) Stephen (2007), Preface.

- (54) *Ibid.*, pp. 82-105.
- (55) *Ibid.*, pp. 109-217.
- (56) しかし、実際には教会安全保障法の成立によって各地方（特に西南部）における教会下部組織の抵抗運動が完全に鎮静化されたわけではなかった。
- (57) Raffe (2007), pp. 1-18.
- (58) *Ibid.*, pp. 19-100.
- (59) *Ibid.*, pp. 156-207.